

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>環境農林水産部 環境管理室</p>	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 548 1540 751"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成28年4月21日</td> <td>29,280円</td> <td>平成28年6月23日</td> </tr> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成28年4月15日</td> <td>29,240円</td> <td>平成28年6月22日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都内	平成28年4月21日	29,280円	平成28年6月23日	東京都内	平成28年4月15日	29,240円	平成28年6月22日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>室内幹部会議で監査結果の報告を行い、旅費の精算事務について、遅延することのないよう注意喚起した。 また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
東京都内	平成28年4月21日	29,280円	平成28年6月23日												
東京都内	平成28年4月15日	29,240円	平成28年6月22日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月7日から同年7月3日まで）